

千葉県自然環境保育認証制度に係るQ & A（令和5年12月11日現在）

No.	分類	質問	回答
1	制度	「基本理念」とは何か。	「千葉県自然環境保育は、千葉県の子どもが、身近で豊かな自然と出会い、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに心を動かされる体験を通して感性を豊かにし、自然環境に親しむとともに、自然環境の中で仲間と遊び、関わりを深めることにより、ありのままの自分を肯定する気持ち、他者を信頼する気持ち、自然を大切にすることを育み、自ら考え、行動し、成長しようとする力の基礎を培うことを基本として行うもの」としています。
2	定義	「自然保育」という言葉が一般的だと思うが、「環境」が入っているのは意味があるのか。	保育所保育指針等によると、幼児期の教育・保育は「環境を通して行うもの」とされており、教育環境は重要であるということ、また、本制度は環境教育やSDGsの推進にも資する制度であるという認識から、県では「環境」という言葉を入れました。
3	定義	「自然環境保育」とは何か。	自然環境保育とは、千葉県の豊かな自然環境や地域資源と関わる自然体験活動を通して、こどもの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等をいいます。
4	定義	「保育者」とは誰か。	就学前のこどもに対する教育、保育等を主として行う幼稚園教諭の免許若しくは保育士の資格を有する者又は県が適当であると認めた者を指します。 したがって、主とする業務がこどもに対する教育、保育等ではない調理員、事務員などは「保育者」とは認められません。
5	定義	自然体験活動とは具体的にどのような活動をいうのか。	自然環境や地域資源との関わりの中で、子どもが好奇心や探求心をもって主体的に行う体験活動として、身近なところではプランターや園庭での植物等の栽培や果実等の収穫、最寄りの公園等での砂遊びや動植物の採取や観察、海や川での釣りや水遊び、畑での野菜の栽培・収穫等の幅広い活動を想定しています。 反対に、園外活動としてワゴンに子どもを乗せて園の周りの道路を単に散歩すること等は、自然体験活動とは見なさないこととします。
5-2	定義	ビニールプールに水道水を入れて遊ぶプール遊びや、運動会は自然体験活動に当たるか。	自然を活用した活動とは言えないため、自然体験活動には当たりません。
6	定義	園内において図鑑を見たり絵を描くこと等も自然体験活動として良いのか。	単に図鑑を見たり絵を描くだけでは自然体験活動とは言えませんが、例えば、近くの公園や里山に行った時に見つけた昆虫や植物について、施設等に戻ってから図鑑で調べる、昆虫や植物等の絵を書くといったように、 <u>自然と触れ合う活動に紐づいて行われる活動</u> であれば、自然体験活動の一環として含めることができます。
7	申請者要件	認証を受けられる対象施設はどこか。	幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、一定の要件を満たす自主保育団体が対象となります。
8	申請者要件	一定の要件を満たす自主保育団体とはどのような団体か。	一定の要件を満たす自主保育団体等とは、県内において継続的に自然保育を行っていること、満3歳以上の幼児に対し、概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上の保育を行っていること、保育士等の有資格者を必要数配置していることなどの要件を満たす団体です。 なお、類型として小規模保育施設、家庭的保育施設、事業所内保育施設、ベビーシッター、一時預かり保育事業は対象外となります。

千葉県自然環境保育認証制度に係るQ & A（令和5年12月11日現在）

No.	分類	質問	回答
9	申請者要件	実施要綱第4条にある「県内において継続的に自然環境保育を行っている団体等であつて、…」は具体的にどのような団体等なのか。	幼稚園や保育所等の施設を有する団体の場合は、県内に施設を有しており、県内で自然体験活動を行っていること、施設を有していない団体の場合は、県内に団体の本拠地があり、県内で自然体験活動を行っていることとなります。ただし、原則県内で自然体験活動を行っているが、時々県外に出て体験活動を行うといったことを制限するものではありません。
10	認証区分 認証基準	「重点型」とは、具体的にどのような活動を行う団体がなり得るのか。	重点型は3歳以上の子どもについて屋外を中心とした自然体験活動を行う時間が、長期休暇等を除き平均しておおむね週10時間以上（こども1人当たり）であり、質・量ともに自然環境保育に重点をおいて取り組んでいる団体となります。 また、申請日以前の2年間に、自然環境保育を行う上で有効であると考えられる外部研修等に参加し、又は、対外的な事例発表等を行った常勤の保育者がおり、自然環境保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を1年につき1回以上行っている団体となります。 （なお、質については提出いただく計画書を元に、必要に応じて現地調査等をさせていただく場合があります。）
11	認証区分 認証基準	「普及型」とは、具体的にどのような活動を行う団体がなり得るのか。	普及型は3歳以上の子どもについて屋外を中心とした自然体験活動を行う時間が、長期休暇等を除き平均しておおむね週5時間以上（こども1人当たり）であり、他の保育等のプログラムと合わせて自然環境保育にも積極的に取り組んでいる団体となります。
12	認証基準 (自然体験活動)	自然体験活動の対象とする児童の年齢は決まっているか。	対象となる児童は3歳児クラス、令和5年度で言うと、令和5年4月1日時点で満3歳（平成31年4月2日から令和2年4月1日生まれ）より上のクラスの児童となります。
13	認証基準 (自然体験活動)	3歳以上という3歳、4歳、5歳とそれぞれクラスがあるが、その中のどれかが自然体験活動をしていれば認証の対象になるのか。それとも、3歳以上の全てのクラスで活動を行っていないければ対象とならないのか。	施設・団体等に対する認証を考えているため、特定のクラスのみ活動は想定しておらず、 <u>3歳以上の全てのクラスで全ての児童が活動していることが認証の対象となります。</u>
14	認証基準 (自然体験活動)	週10時間以上（重点型）、週5時間以上（普及型）というのは、各クラスの合算時間数か。	<b>3歳以上の子ども1人当たりの活動時間数</b> となります。
15	認証基準 (自然体験活動)	園庭での活動のみでも認証されるか。	<u>原則として、園庭以外の外部フィールドでの活動が必要となります。</u> ただし、畑や林のように草木の茂った園庭があるなど多様な自然体験活動が実施できる場合に限り園庭のみでも認証の対象となり得ます。
16	認証基準 (自然体験活動)	実施計画書 2 計画内容 (4) 自然体験活動の時間の【添付書類】である「外部フィールドの全体図」、「外部フィールドの付近の見取図」とは何か。	外部フィールドの全体図とは、園舎と外部フィールドの位置関係がわかる地図（目安として10,000分の1程度）、 外部フィールドの付近の見取図とは、外部フィールドの範囲がわかる地図（目安として2,000分の1程度）を指します。
17	認証基準 (自然体験活動)	園庭以外の外部フィールドの概要として全体図や見取図、写真を添付することとなっているが、山や林などの場合は図面の作成が難しいがどうしたら良いか。	緊急時の避難経路、危険個所の確認等のため、（正確な図面でなくとも）概要が分かる資料を作成いただきたいと思います。 （住宅地図やGoogleマップ等を加工の上作成いただくことは可）

千葉県自然環境保育認証制度に係るQ & A（令和5年12月1日現在）

No.	分類	質問	回答
18	認証基準 (安全確保)	安全管理マニュアルにはどのような内容を記載したらよいか。	安全管理マニュアルの作成については、実施計画書2(6)安全確保の欄外※2に必要な項目を記載してあります。既に活動に取り組み、独自にマニュアルを作成されている団体等に関しては、既存のマニュアルを活かしながら必要事項を追加していただくようお願いし、(マニュアルとは別に別紙に記載でも可)。 各項目ごとに記載いただきたい事項は以下のとおりとなります。 <u>※県提出時には、該当箇所をマーカー等でお示しください。</u>
18-2	認証基準 (安全確保) ※安全管理 マニュアル等	「自然体験活動に係る団体等の職員及び保育者等全体の役割分担」について聞きたい。	安全管理・事故対応について、園長・主任・保育者等の役割分担や、指揮系統図など保育者等全体の役割分担を記載してください。
18-3	認証基準 (安全確保) ※安全管理 マニュアル等	「自然体験活動における事故予防対策の内容(外部フィールドについては移動経路の図面(危険箇所を明示したもの)を添付)、各活動場所におけるこどもの活動範囲及び危険箇所を明示した図面、各活動場所の遊具等設備の状況、各活動場所又は各活動において年齢別、発達別に特に考慮すべき事項)」について聞きたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部フィールドについては移動経路の図面(危険箇所を明示したもの)を添付)園から当該外部フィールドへの移動経路を赤線などで示し、かつ危険箇所があれば記載してください(危険箇所がなければ「危険箇所なし」と記載してください)。</li> <li>・各活動場所におけるこどもの活動範囲及び危険箇所を明示した図面 当該外部フィールドの活動範囲を色枠等で囲み、かつ危険箇所があれば記載してください(危険箇所がなければ「危険箇所なし」と記載してください)。</li> <li>・各活動場所の遊具等設備の状況 活動で使用する遊具等の設備について、活動前に保育者が事前点検をするなどの事故予防対策を記載してください。</li> <li>・各活動場所又は各活動において年齢別、発達別に特に考慮すべき事項 山や木など高さのある所では年齢に応じて活動する、活動経験が浅い3歳児には活動場所に応じて保育者を通常より多く配置するなど、考慮すべき事項があれば記載してください(特段考慮すべき事項がなければ記載不要)。</li> </ul>
18-4	認証基準 (安全確保) ※安全管理 マニュアル等	「各活動場所における保育者の配置体制」について聞きたい。	活動時における保育者の配置人数(園外活動時には最低〇人配置する)や配置場所(こどもの活動範囲は保育所の目の届く範囲とする、高低差のある所では保育者をそれぞれの位置に配置する、移動時には保育者を列の前後に配置するなど)等の配置体制を記載してください。
18-5	認証基準 (安全確保) ※安全管理 マニュアル等	「自然体験活動中及び活動終了時点のこどもの人数把握方法」について聞きたい。	園舎出発時、フィールド到着時、活動中、フィールド出発時、園舎到着時に出席者名簿(他にも、こどもが着用しているビブスなど)を使って人数確認を行うなど、確認のタイミング、どのように人数確認をするのか人数把握方法を記載してください。
18-6	認証基準 (安全確保) ※安全管理 マニュアル等	「事故発生時の初期対応及び保護者、病院その他関係機関への連絡方法」について聞きたい。	事故発生時の初期対応(安全確認、意識の確認、けがの程度の確認等)、救急車・かかりつけ医などへの連絡対応方法、保護者への連絡対応方法(どのタイミングで、けがの経緯や程度など何を伝えるのかなど)を記載してください。

千葉県自然環境保育認証制度に係るQ & A（令和5年12月11日現在）

No.	分類	質問	回答
18-7	認証基準 (安全確保) ※安全管理 マニュアル等	「地震や悪天候の場合の避難などの対応及び保護者、病院その他関係機関への連絡方法」について聞きたい。	地震や悪天候時の初期対応、こどもがけがをした際の救急車・かかりつけ医などへの連絡対応方法、保護者への連絡対応方法（どのタイミングで、けがの経緯や程度など何を伝えるのかなど）を記載してください。
18-8	認証基準 (安全確保) ※安全管理 マニュアル等	「保育者の自然体験活動に関する資格や研修受講履歴」について聞きたい。	自然体験活動に関する外部研修等の受講履歴を記載してください。 ※実施計画書において、記載・資料の添付がある場合は、安全管理マニュアル等においては、記載・資料の添付は省略が可能です。
19	認証基準 (安全確保) ※保険加入	実施計画書2(6)安全確保の中で、こども及び保育者の「傷害保険」への加入及び団体としての「損害賠償責任保険」への加入について記載することとなっているが、もし加入していない場合は認証を受けられないのか。	自然体験活動は子どもが健やかに成長する上で大切な活動である一方、思わぬ事故等が発生するリスクも兼ね備えているため、 <u>認証を受けるにあたって傷害保険及び損害賠償責任保険への加入は必須要件となります（損害賠償責任保険のみでは認証は受けられません）。</u>
20	認証基準 (安全確保) ※保険加入	「安全確保」について、こども及び保育者（公務員及びみなし公務員を除く）が傷害保険に加入していることとあるが、全てのこどもが加入している必要があるか。	3歳以上の全てのこどもが加入している必要があります。
21	認証基準 (安全確保) ※保険加入	「安全確保」について、こども及び保育者（公務員及びみなし公務員を除く）が傷害保険に加入していることとあるが、労災保険に加入していれば、それをもって保育者については傷害保険に加入しているとして良いか。	労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険と雇用保険）への加入義務がありますので、それをもって保育者の傷害保険には加入しているとして構いません。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」への加入をもって子どもの傷害保険に加入しているとして構いません。その場合も保険証書の写しの提出が必要です。
22	認証基準 (自然体験活動)	自然体験活動の対象とする児童の人数は決まっているか。	児童の人数に決めはありません。
23	認証基準 (安全確保に関する講習受講)	要綱第6条別表2にある「安全確保に関する講習受講」について、各区分ごとに記載の研修は全て受講しなければならないのか。	重点型にあつては保育者（うち1人以上は常勤）2人以上が、普及型にあつては保育者（常勤）1人以上が区分ごとに対象となるいずれか1つの研修を受講してください。
24	認証基準 (安全確保に関する講習受講)	要綱第6条別表2にある「安全確保に関する講習受講」について、「普及型」の対象となっている⑥普通救命講習はIからIIIすべて受講する必要があるのか。	普通救命講習については、IからIIIのいずれか1つを受講していれば要件を満たすことになります。
25	認証基準 (安全確保に関する講習受講)	要綱第6条別表2にある「安全確保に関する講習受講」について、消防本部（局）で実施している②上級救命講習などWEB講習がある場合は、WEB講習でも可か。	認定証等が発行される講習であれば受講可です。
26	認証基準 (安全確保に関する講習受講)	いつまでに安全確保に関する講習を受講すればよいのか。	<u>認証申請前に安全確保に関する講習を受講し、認証申請時に有効期限内の修了証等の写しの提出が必要となります。</u> ※講習実施主体は、県とは異なる機関であり、認定証等の発行に要する期間は県で把握できないことから、詳細は講習実施主体に直接お問合せください。
27	認証基準 (安全確保に関する講習受講)	各講習の修了証等について、有効期限はいつまでと考えるか。	有効期限について、 ・「チャイルドケアプラス」、「ケアプラス」は認定月から2年間 ・「上級救命講習」、「普通救命講習（I～III）」、「認定証等が発行されるWEB講習」は発行日から3年間 ・「幼児安全法支援員養成講習」、「救急法基礎講習」は発行日から5年間 ・「EFR-CFC」は発行日から2年間 とみなします。

千葉県自然環境保育認証制度に係るQ & A（令和5年12月1日現在）

No.	分類	質問	回答
28	認証基準 (安全確保に関する講習受講)	「安全確保に関する講習」について、看護師や応急手当普及員、応急手当指導員の資格を有する保育者がいる場合、その者をもって講習を受講した保育者といえるか。	看護師又は応急手当普及員の資格を有する保育者については、普通救命講習（普及型）を受講した保育者とみなして構いません。 また、応急手当指導員の資格を有する保育者については、上級救命講習（重点型・普及型）を受講した保育者とみなして構いません。 ※普及型の場合は、常勤の保育者に限る ただし、本来は保育士資格を有する職員が講習を受講していることが望ましいことから、今後も積極的に受講いただくよう御留意ください。
29	認証基準 (安全確保に関する講習受講)	「安全確保に関する講習」について、救急救命士の資格を有する保育者がいる場合、その者をもって講習を受講した保育者といえるか。	救急救命士の資格を有する保育者については、上級救命講習（重点型・普及型）を受講した保育者とみなして構いません。 ※普及型の場合は、常勤の保育者に限る ただし、本来は保育士資格を有する職員が講習を受講していることが望ましいことから、今後も積極的に受講いただくよう御留意ください。
30	認証基準 (研修（質の担保）)	要綱第6条別表2にある「研修（質の担保）」について、県が開催する安全管理研修を受講してからでないと認証申請できないのか。	認証申請日までに受講し、又は、認証日（4月1日）前までに県が開催する安全管理研修を受講予定であれば申請は可能です。
31	認証基準 (研修（質の担保）)	外部研修とはどのような研修をいうのか。	関係施設・団体等や民間等が主催する自然保育や自然体験等をテーマとした研修や勉強会など、自然環境保育を行うにあたり有効と考えられる内容を含む研修を想定しています。 <u>※認証申請時に外部研修の概要・受講したこと等が分かる資料の写しの提出が必要となります</u>
32	認証基準 (研修（質の担保）)	内部研修とはどのような研修をいうのか。	安全管理に関する研修や、外部研修を受講した者が、同僚の保育者に内容を伝達する場合や、安全管理に限らず自然保育について知見を深めるような内容についてミーティングを行ったり、ベテランの保育者が同僚の保育者を対象に研修を行うことなどを想定しています。 <u>※認証申請時に内部研修の概要・実施したことが分かる資料の写しの提出が必要となります</u>
33	認証基準 (研修（質の担保）)	内部研修は、年1回以上とあるが、申請後、年度内に実施する予定でも良いか。	安全管理に関する内部研修については、認証申請前に実施していただく必要がありますが、その他の研修や勉強会等についての内部研修は、年度内に実施予定であって活動報告書の提出時において実施した旨を報告いただくことにより申請は可能です。 <u>※申請に当たっては、No. 32に記載のいずれかの内部研修を1つ実施していれば問題ありません。</u>
34	認証基準 (小学校との連携)	「小学校との連携」とは具体的にどのような内容か。	当該児童が入学予定の小学校に対し、事前に当該児童に係る情報提供を行うこと、自然体験活動を通じた交流を実施すること等を指します。 また、団体等に対しては、幼稚園教育要領、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領を尊重した教育・保育活動を推奨しておりますので、連携に努めていただきたいと思います。
35	認証申請	これから自然環境保育を始めようと思っているが、申請することはできるのか。	実施計画書2（4）自然体験活動の時間で、申請日の属する月の3か月前からの実績を報告いただく必要があります。継続的に自然体験活動を実施している必要があります。（2か月程度前から継続的に自然体験活動を実施しており、申請に向け時間数を増やしていることが確認できる場合などはこの限りではありません。）
36	認証申請	自然環境保育を行うにあたり、県以外に申請等は必要か。	地域で自然体験活動を行う場合、活動の内容によっては市町村等に事前に申請手続きが必要な場合も想定されます。
37	認証	認証日はいつになるのか。	令和5年度の認証については、令和5年10月1日が認証日となります。 令和6年度以降の認証については、当該年度の4月1日が認証日となります。

千葉県自然環境保育認証制度に係るQ & A（令和5年12月11日現在）

No.	分類	質問	回答
38	認証	毎年認証はあるのか。	新規団体について毎年度認証を行う予定です。なお、次回の認証は令和6年4月1日を予定しており、令和6年1月頃から新たに申請を受付する予定です。
39	認証	「普及型」から「重点型」、または「重点型」から「普及型」に変更したい場合、その取り扱いはどうなるのか。	年度単位での助成となるため、年度途中での変更はできませんが、年度が切り替わるタイミングで認証区分変更申請書により変更することは可能です。その場合でも、認証の有効期間は最初に認証を受けた日から起算して3年間（更新を行った場合は5年間）となります。
40	認証	認証を受けた後、認証期間中に要件を満たさなくなった場合はどうなるのか。	認証基準に適合しなくなった場合は、速やかに認証辞退届に認証書を添えて提出・返還いただく必要があります。
41	認証	要綱第9条で「認証の有効期間は、初回の認証を受けた場合にあつては認証を受けた日から起算して3年間」とあるが、令和5年度に認証を受けた認証団体の扱いはどうなるのか。	令和5年度に認証を受けた認証団体については、年度の途中（令和5年10月1日）からの認証となるため、認証期間を3年6月（令和9年3月31日まで）とします。
42	補助金	認証を受けるとどうなるのか。	認証日から翌年3月31日までに自然体験活動に要した活動費に対し、重点型は年20万円、普及型は年10万円を上限とした助成を行います。 また、重点型の認証を受けた団体のうち、公的助成（施設型給付費等、私学助成、企業主導型保育事業費補助金）を受けていない団体においては、要綱別表2「保育者の人数」の基準を超えて加配した保育者の人件費（運営費）に対し、1団体につき70万円を上限とした助成を行います。 詳細は、「千葉県自然環境保育活動費及び運営費補助金交付要綱に係るQ & A」を参照してください。
43	活動報告	活動報告書に添付する資料とはどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県HP等における公開対象資料として、活動内容がわかるものをA4で3～5枚程度で作成いただくことを予定しております（活動時の写真、活動にあたって工夫した点、苦労した点、効果を感じた点などを記述）</li> <li>・ 非公開資料として、チェックリスト、時間数、配置した保育者の数がわかる資料、日誌（季節に応じた）等を想定しています。</li> </ul>